

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		一般廃棄物収集・運搬業の許可
根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項
所管部課係名		市民生活部環境課生活環境係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>法第7条第1項及び第5項の規定による。 (一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。</p> <p>(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者</p> <p>ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは</p>

は暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の

廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

省令第2条の2の規定による。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第2条の2 法第7条第5項第3号（法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第6条の規定による。

（一般廃棄物処理業の許可）

第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項

若しくは第6項の規定による一般廃棄物処理業の許可又は同条第2項若しくは第7項の規定による一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、新座市一般廃棄物処理業許可(更新)申請書を市長に提出しなければならない。

2 法第7条第1項又は第2項の規定により前項の申請を行う者は、同項に規定する申請書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 法人にあっては定款の写し及びその者の登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村が発行する身分証明書

(2) 法人にあっては法人税又は法人事業税の納税証明書及び法人市民税の納税証明書、個人にあっては所得税又は市県民税の納税証明書

(3) 一般廃棄物処理業申告書

(4) 事業計画書

(5) 業務経歴書

(6) 新座市内従業者名簿

(7) 契約事業所一覧表

(8) 委託契約報告書

(9) 保有車両一覧表

(10) 本市における一般廃棄物の収集及び運搬の用に供しようとする運搬車の自動車検査証の写し、写真及び保管場所の案内図

(11) 事業所の案内図

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面

3 法第7条第6項又は第7項の規定により第1項の申請を行う者は、同項に規定する申請書に次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 前項第1号から第8号までに掲げる書面

(2) 最終処分以外の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書面

(3) 一般廃棄物の処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び写真

(4) 一般廃棄物の処理施設の付近の見取図及び案内図並びに最終処分場においては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書面

(5) 一般廃棄物の処理施設を自ら所有する場合にあってはそれを証明する書面、借用する場合にあってはその契約書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面

4 法第7条第2項又は第7項の規定により行われる第1項の申請については、市長は、前2項の規定により

		<p>申請書に添付すべき書面の一部を省略することができる。</p> <p>5 法第7条第2項又は第7項の規定により第1項の申請を行う者は、従前の許可の有効期間が満了する日の30日前までにその申請を行わなければならない。</p> <p>6 第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、許可又はその更新の可否を決定し、新座市一般廃棄物処理業許可（更新）・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和2年1月1日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	30日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）